

令和7年6月16日

各指定就労継続支援A型事業所 管理者様

広島市健康福祉局障害福祉部
障害自立支援課事業者指導・指定担当課長

就労継続支援A型に係る令和6年度生産活動事業実績報告書等の提出について（依頼）

指定就労継続支援A型事業所においては、広島市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例（以下「基準条例」という。）の規定により、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにすることとされています。

当該基準に関し、生産活動事業実績を把握する必要がありますので、以下のとおり報告書等の提出をお願いします。

1 令和6年度生産活動事業実績報告書

(1) 対象

令和7年3月31日時点で指定を受けている指定就労継続支援A型事業所

(2) 提出書類

ア 別紙様式1「生産活動事業実績報告書（令和6年度）」

※ 基準条例第7条の規定による基準を満たしていない場合（利用者に支払う賃金の総額が必要経費を差し引いた生産活動収入を上回る場合）は、更にイ～エの様式も併せて提出すること。

基準条例第7条の規定による基準

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準 第192条第2項準用）

指定就労継続支援A型事業者は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。

イ 別紙様式2-1 「指定就労継続支援A型事業所 経営改善計画書」

ウ 別紙様式2-2 「経営改善計画期間中の具体的改善策と実施時期等」

エ 決算書（過去3年分）

(3) 提出期限

令和7年7月15日（火）

2 令和6年度経営改善報告書

(1) 対象

「生産活動事業実績報告書（令和5年度）」において、基準条例第7条の規定による基準を満たさず、「指定就労継続支援A型事業所 経営改善計画書」を提出した指定就労継続支援A型事業所

(2) 提出書類

別紙様式3「指定就労継続支援A型事業所 経営改善報告書」

(3) 提出期限

令和7年7月15日（火）

3 その他

上記様式及び関連国通知を広島市ホームページに掲載しています。

（掲載場所）

トップページ > 事業者向け情報 > 雇用・労働 > 障害のある方の就労支援・雇用促進 > 就労支援機関の皆様へ > 就労支援事業を行う事業者の方へ > 就労継続支援 A 型における生産活動事業実績報告書等の提出

https://www.city.hiroshima.lg.jp/business/koyo_rodo/1014924/1026516/1026517/1015810.html
(ページ番号：1015810)

担当：広島市健康福祉局障害福祉部障害自立支援課 寺嶋・後藤

（電話）082-504-2841

（FAX）082-504-2256

（メールアドレス）jiritsu@city.hiroshima.lg.jp

(参考)

○就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について（平成19年4月2日 障障発第0402001号）（抜粋）

1(2)①ア(イ) 経営改善計画書の作成等について

(計画書の作成)

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成18年12月6日障発第1206001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「指定基準解説通知」という。）第11の3の（4）に係る取扱いについては、実地指導又は就労支援事業別事業活動明細書等を提出させることにより実態を把握し、都道府県、指定都市又は中核市（以下「都道府県等」という。）は、指定基準第192条第2項を満たさない場合（※）、別紙様式2-1及び別紙様式2-2を参考にして経営改善計画書等を提出させるとともに、必要に応じて社会福祉法人会計基準又は就労支援事業会計基準に基づく会計書類等を提出させ、原則1年間の経営改善のための猶予期間とする。

ただし、事業所が生産設備による大型の設備投資を行った場合には、直ちに、経営改善計画の提出を求めるのではなく、都道府県等は事業所の状況を正確に把握し、生産活動収支等を勘案して経営改善計画の提出の可否を判断すること。

経営改善計画書の提出に至った指定就労継続支援A型事業所数について、毎年3月末時点の状況を厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課へ提出いただくとともに、都道府県等は、経営改善計画書を提出した指定就労継続支援A型事業所に対し、当該経営改善計画書等を事業所のホームページに公表するよう促すこと。

(計画書の更なる作成)

事業者が経営改善計画書を作成した場合には、計画始期から1年経過した後に、その実行状況と経営改善状況を確認することとする。計画終期において事業者が指定基準を満たさない場合であっても、以下のいずれかに該当する場合は、更に1年間（2年目）の経営改善計画を作成させることを認めることとする。

- ・ 生産活動に係る事業の収入額が増加している又は生産活動に係る事業に必要な経費が減少しており、今後、収益改善の見込みがあると都道府県等が認める場合
- ・ 生産活動に係る事業の収入額が利用者に支払う賃金総額以上である場合
- ・ 提出済みの経営改善計画に基づく改善の取組について、具体的に実施しており、今後経営改善の見込みがあると都道府県等が認めた場合

更なる1年間の経営改善計画の作成、提出を行った事業所に対しては、工賃向上計画支援等事業（「工賃向上計画支援等事業の実施について」（平成24年4月11日付障発0411第5号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に基づく工賃向上計画支援等事業をいう。以下同じ。）の活用や経営改善計画書の提出をしていない事業所の事例等も参考としつつ、経営改善に向けた指導だけでなく、必要な支援も実施すること。

こうした2年間の経営改善期間内で指定基準第192条第2項を満たさない場合であっても、都道府県等が今後も経営の改善が見込まれると認める場合であって、以下のいずれかの条件を満たす場合には追加で（3年目以降）更なる経営改善計画書等を作成させることができる。この場合、都道府県等だけでは判断が難しい場合は、自立支援協議会その他都道府県等が必要と認めた者の意見を聴取の上、判断すること。

- ・ 経営改善計画期間中に生産活動に係る事業の収入額が増加している又は生産活動に係る事業に必要な経費が減少しており、収益改善が認められる
- ・ 利用者の平均労働時間が長くなっている
- ・ 利用者に支払う賃金総額が増えている

経営改善の見込みがない場合又は計画の結果、指定基準を満たさない場合には、勧告・命令の措置を

講じ、指定の取り消し又は停止を検討すること。

また、収益改善のために利用者の退所や賃金の引き下げ等を不当に行なうことが就労継続支援A型事業の趣旨に反するものであることに鑑み、都道府県等は、指定就労継続支援A型事業所が提出した経営改善計画書が上記の趣旨に照らして適正でない場合、再提出を求める。経営改善計画の実施後、収益改善の要因としてこれに類するものが認められる場合も、同様の趣旨から、収益改善があつたものと認めないこと。

さらに、指定基準第192条第2項に違反しているが、経営の改善が見込まれると認められるため、経営改善計画書の提出を求めたにもかかわらず、経営改善計画書を作成しない場合や、当該計画書の記載内容に虚偽がある場合には、指定基準第192条第2項に違反するものとして、勧告、命令の措置を講じ、指定の取り消し又は停止を検討すること。